

大和市告示第2号

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定により次のとおり市道の路線を廃止し、同法第18条第2項の規定により令和5年1月4日から供用を廃止する。

なお、関係図面は、本市街づくり施設部道路管理課において、告示の日から2週間(ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の一般の縦覧に供する。

令和5年1月4日

大和市長 大 木 哲

路線名	起 点	終 点	幅 員	延 長
上和田117号	上和田三貫目 1086番先	上和田三貫目 1088番1先	1.82 m	99.14 m